６（３）　野菜、果樹の価格が低落した時の補償制度に加入したい

野菜・果樹農家が安心して生産できるよう、価格変動による経営への影響を緩和するため、「青果物価格安定制度」があります。

詳しくは、公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会にお問い合わせください。（JA 全農宮城県本部園芸・生産振興部内 電話：022-283-5130）

項　　目	内　　容
補償の対象となる品目	原則として、水田における園芸作物への作付け転換による生産拡大を見据えて位置付けられた生産拡大品目又は「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」に掲げる重点振興品目（県戦略品目、地域戦略品目）のうち、下記品目を対象とします。 ①生産拡大品目（１０品目） キャベツ、たまねぎ、レタス、ねぎ、曲がりねぎ、ほうれんそう、えだまめ、せり、ピーマン、ゆきな ②県戦略品目（７品目） きゅうり、トマト、こねぎ、ミニトマト、いちご、日本なし（幸水、新高、豊水）、生しいたけ ③地域戦略品目（１７品目） はくさい、だいこん、なす、かぼちゃ、こまつな、しゅんぎく、スイートコーン、ズッキーニ、そらまめ、チンゲンサイ、つるむらさき、つぼみな、にら、ブロッコリー、みずな、えのきたけ、なめこ
補償対象となる要件	①生産者の委託を受けて農協がＪＡ全農みやぎを通じて出荷販売したものであること ②無条件委託販売であること ③販売代金の生産が共同計算方式であること　他
補償基準価格 最低基準価格	補償基準価格＝平均価格（※）×０．９ 最低基準価格＝平均価格（※）×０．７ （※）平均価格 原則として、品目別、出荷月ごとにＪＡ全農みやぎ取扱実績の最近５ヵ年の平均価格から、最高・最低価格を除く中庸３ヵ年の加重平均
補給金交付率	①生産拡大品目　　１００％ ②県戦略品目　　８５％ ③地域戦略品目　　７５％
補給金の交付	ＪＡ全農みやぎの月別平均販売価格が補償基準価格を下回った場合に、農協を通じて交付されます。 生産者補給金＝〔補償基準価格－平均販売価格（最低基準価格が下限）〕×補給金交付率×出荷数量（予約申込数量が上限）
補給準備金の造成	①補給準備金＝（補償基準価格－最低基準価格）×補給金交付率×予約申込数量 ②概算造成額：当初の資金造成は①４０％を概算造成 ③負担割合　：生産者４０％、ＪＡ全農みやぎ１０％、県３０％、市町村２０％

お問い合わせ先・相談窓口
・宮城県農政部園芸推進課流通ビジネス班　e-mail：engei-ryutsu@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570　仙台市青葉区本町三丁目 8-1　宮城県庁 10 階　　電話：022-211-2337